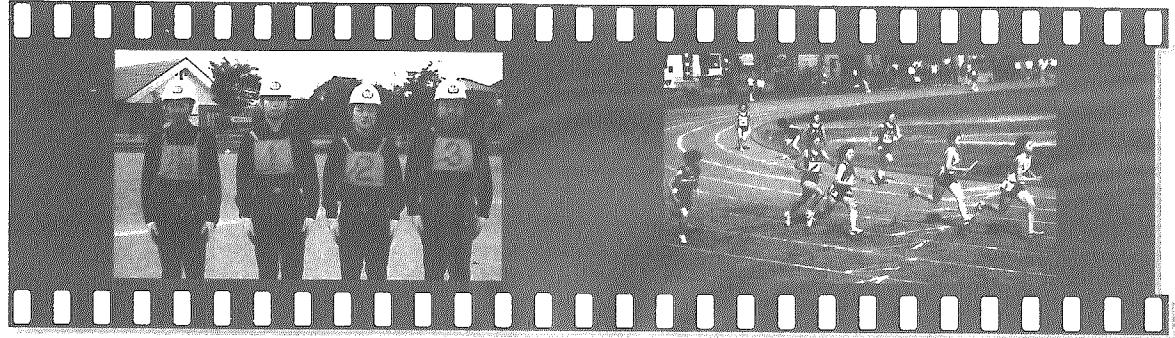
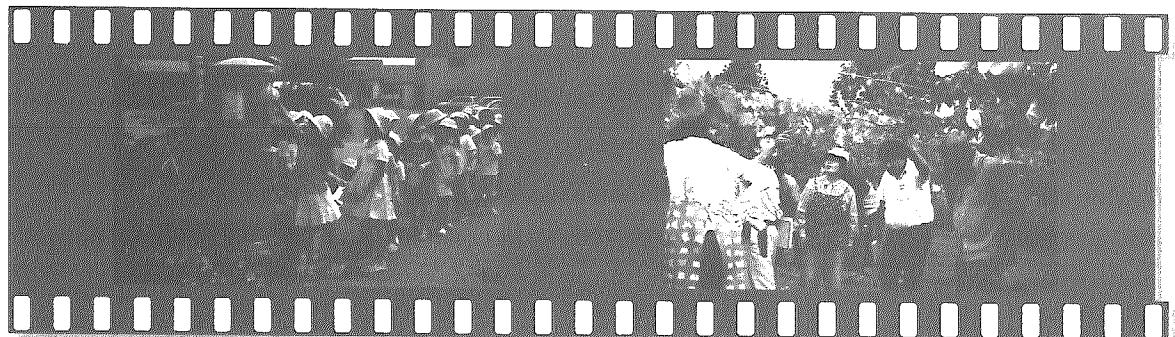


# 6月のできごと



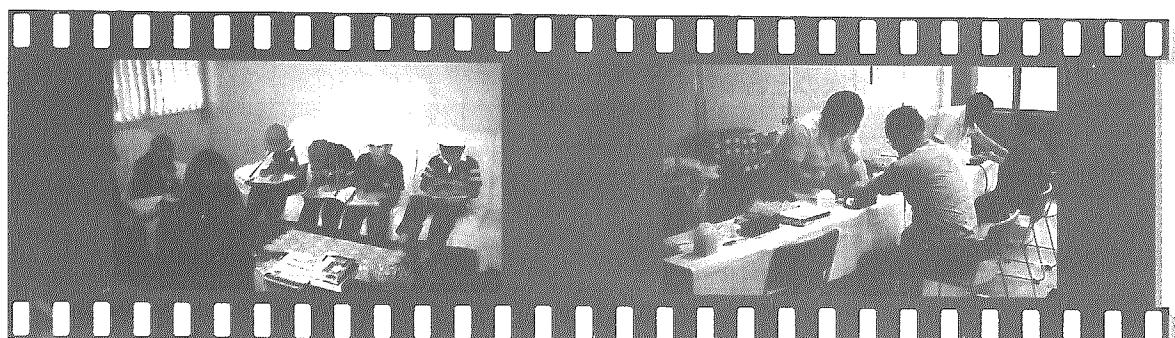
都操法大会に出場した第3分団  
第1部(東長島)の団員です。  
連日の訓練ご苦労さまでした。

都市陸上大会。  
中学生女子リレー、見事県大会  
出場 !!  
健闘を祈ります。



保育園のらいおん組、そう組さんがポストを掃除した後、お父さん、お母さんに初めて書いた手紙を投函しました。

「お母さんの梨作り講座」に外国人  
(パパアニューギニア他)研修生が  
生産現場を視察。  
袋掛けに感心が集まりました



4年生が「月潟祭」の学習のため役場を訪れました。鋭い質問が相次ぎました。

基本検診。自分の体を知るために  
毎年1回必ず受けましょう。

## 平成16年度国民健康保険税率が決まりました

## 個人健康保険税とは？

国民健康保険税は、私たちがいつ、どんなときにかかるかわからない病気やケガで医療費の負担を少しでも軽くするため、日頃からそれぞれの収入や資産に応じて保険税を出し合い、必要な医療費に充てようという助け合いの制度を支えるものです。

## 国民健康保険の加入者は?

村内に住んでいる方で、他の医療保険に加入している方とその扶養家族以外の方は、みんな国民健康保険に加入しなければなりません。

何が違うのは?

40歳から64歳までの加入者がいる世帯は、保険税(医療保険分)に加えて介護保険分も併せて納めていただきます。

## 国民健康保険税の算出方法は？

所得割+資産割+均等割+平等割=国民健康保険税になります。  
所得が少ない世帯について医療分の応益割（均等割・平等割）・介護分の応益割（均等割）について軽減措置があります。

区分	医療給付費分	介護保険分
所得割	3.45%	1.46%
資産割	4.30%	
均等割	10,100円	11,500円
平等割	11,700円	
課税最高限度額	530,000円	80,000円



すばやく放水

月潟村消防団では、6月13日に平成16年度連合演習を実施しました。

演習は「午前7時30分月潟村役場から出火」の想定で、119番通報により開始されました。

通報後、防災行政無線のサインが鳴り響き、消防団が出動、次々と役場周辺に集結。白根地域消防署からも消防車、救急車が出動し、消防活動や人命救助など、本番さながらの訓練が行われました。



## 小型ポンプ操法競技



## 表彰を受けられた 田辺 分団長

なお、第3分団第1部は月  
潟村の代表として、7月4日  
吉田町で開催された郡小型ボ  
ンブ操法競技大会に出場しま  
した。

二、勸続10年表彰

想定演習終了後、会場を小学校グラウンドに移し、点検やポンプ操法競技などを実施し、月潟市街地で力強い分列行進を行って閉会しました。

また、演習当日に表彰を受けられた人は次のとおりです。